

(議案その二)

令和八年九月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和8年9月9日

島根県知事 丸 山 達 也

第110号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1
第111号議案	島根県県税条例の一部を改正する条例	2
第112号議案	県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	3
第113号議案	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	4
第114号議案	島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部を改正する条例	5
第115号議案	島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	6
第116号議案	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	8

第110号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「710円」を「950円」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

第111号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。
附則第7項中「令和9年3月31日」を「令和14年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第112号議案

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

第113号議案

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「840円」を「1,120円」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

第114号議案

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部を改正する条例

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例（平成23年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表中

審判艇	1 艇 4 時間につき	770円	を
-----	-------------	------	---

審判艇	15馬力	1 艇 4 時間につき	770円	に改める。
	25馬力	1 艇 4 時間につき	1,230円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第115号議案

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に、「対し」を「対して」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるものには、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

第17条の3第2項中「から第6条の2まで」を「、第6条及び第6条の2」に改め、同条第3項中「第5条」の次に「、第6条」を加える。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第 6 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第 1 種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 6 条の 2 第 2 種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第 2 種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるものには、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて、第 2 種初任給調整手当を支給する。

第23条第 3 項中「第 6 条」の次に「、第 7 条」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定、第 2 条の規定による改正後の島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定及び次項の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 8 号）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第 4 項中「第 6 条の 2 まで」を「第 6 条及び第 6 条の 2」に改め、「とあるのは「」の次に「第 6 条から」を加え、同条第 6 項中「とあるのは「」の次に「、第 7 条」を加える。

第116号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第12条の3 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第2条 島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1号を加える。

- (13) 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定

する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講ずること。

(島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年島根県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第10条の2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第47条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第55条の9中「第34条」の次に「、第47条」を加える。

第72条、第72条の2、第72条の14及び第80条中「第46条まで、第48条から」を削る。

(島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第44条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第44条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第24条の11第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同

法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和８年12月25日から施行する。